



おおぎみそん
大宜味村

No.174

令和4年3月1日
2022年

議会だより



【大宜味村議会代表（副議長あいさつ）】



新庁舎建設工事安全祈願祭【令和3年11月30日】

お知らせ

【役場庁舎移転後】



※大宜味村議会は引き続き、議会議事堂で業務を行いますので移転はしていません。

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、本議会の傍聴を希望する場合は、息苦しさやだるさ、発熱など症状がないことを確認の上で、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、ご協力をお願いします。

一人ひとりの心がけが大切な人の命を守ります。

- 一般質問 1~8
- 議案等の議決結果一覧 9~11
- 請願 / 陳情の手続きについて 11
- 議会とは... 12

議会
ホームページも
見てね!



詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください



仲井間宗利 議員

旧塩屋小跡地活用事業者事業計画変更に伴う住民説明会の開催日について

問1 塩屋小学校跡地活用事業でバナメイエビ養殖が始まり、伝染病が起こり大きな問題となっている。その事業計画に伴う住民説明会を11月8日、9日に開催されたということですが、11月1日の区長会で広報大宜味を、村民が知るには短すぎるのではないのか。

答 宮城功光 村長

説明会が区長会から村民が知るには短すぎるのではないかとのことですが、翌週には

会計実地検査対応、翌々週の日程もエコツアーリズム全体構想住民説明会が予定されていた。

答 福地亮 企画観光課長兼プロジェクト推進室長

この住民説明会の開催日程につきましては、再開申請が、8月20日と9月22日に出されている、8月20日の第1回目の再開申請があったときに、9月中での回答を求められていた。私たちは9月中での回答は住民理解を求めながら、その状況を確認する立場であればできないところであったが、やはり早期の回答を求められている、何とか10月中にできないか思っていた、様々な日程調整を含めてできず、広報誌にも載せながら11月8日、9日の日程で調整をした。

一般社団法人大宜味ユートイリティセンター(シージュース株式会社)に、村長は自ら大宜味での事業を積極的に誘致したと聞いているが、住民説明会に出席されていないのはなぜか。

答 宮城功光 村長

積極的な誘致とあるが、入居している事業者については、公募により応募申請を受けて、選考委員会にて先行された事業所であり、私が説明会に参加しなかったのは、承認の可否の判断材料のプロセスとして庁内で議論して行う必要がある、説明会開催事前調整を担当課と行い説明会の場での即決を求められた場合、村長が、積極的に事業を誘致したじゃないかとかそういう話が出てきて、言い合いをしてしまう可能性が想定され、説明会に担当課から状況

報告を受けることで参加しませんでした。その状況を把握することは必要であると感じしており、副村長での対応を調整させていただいた。

結いの浜にホテル誘致の進捗状況は

問 平成30年度の施政方針で企業と、ルートイングループと宿泊施設に関する基本協定を締結しているが、現在計画通り進んでいるのか。

答 宮城功光 村長

令和元年度以降の開業予定していた、令和元年に基本計画策定のために設計担当が本村を訪れ、調整を進めていたがその年からコロナ禍で厳しい状況で計画通り進んでいない。

早期の出店に繋がるよう、調整を継続していきたい。



友 寄 景 善 議員

総合福祉センター整備計画の進捗状況について

問 ようやく今年度から、総合福祉センター整備に向けての具体的な作業がスタートしたが、その取り組み内容と現在の状況、そして今後の作業工程は？

答 宮城功光 村長

福祉拠点整備基本計画の策定に向け、10月29日から11月30日までプロポーザルによる募集を行い、去る12月8日に優先交渉者を決定した。今後の作業工程は、年内に契約を締結し、令和4年中に基本計画の策定、令和5年度に基本

計画及び実施設計を行い、令和6年度に工事を実施していく方針で検討を進めている。

旧塩屋小学校校運動場におけるバナメイエビ養殖事業について

問 令和2年3月10日付でバナメイエビ養殖事業を村長は承諾することを事業者へ回答しているが、承諾するに至る過程が不透明なので、承諾するとした経緯は？

答 宮城功光 村長

令和元年12月、エビ養殖事業の提案を受けたのが始まり。令和2年1月2日に塩屋区民グラウンドゴルフのイベント場において、中西代表も参加し、参加者にエビ養殖事業についての説明があった。私もその場に参加していた。1月に担当課に事業変更追加についての調整があり、2月10日に改築承認の依頼を受け

た。内容不十分のため承認とはならなかった。令和2年3月3日に事業計画の変更についての申請を再度受けた。庁内においては、情報共有を課長等会議においてされていった。ほかの跡地での変更等についても、事業調整を経て、村長決裁での承認としていたので同様の手続きとなった。

行政への意見

バナメイエビ養殖事業における混迷の最大要因は、村の対応に大きな問題がある。行政として当然やらなければならぬ手続きを省き、性急に事業を承諾したことが必然的に混迷を引き起こした。起こるべくして起こった当然の事態と思わざるを得ない。承諾する前に、当然地域住民や村民に対して丁寧な説明を行い、理解と合意を得なければならぬ。内部意思決定過程においても十分な調査、検討、審議が行われてなく、手

抜きして性急に進めているのではないか。

村には、村立学校跡地活用審議会、村企業開発調整委員会、村重点施策内部検討委員会、村公共施設跡地等活用方策調査検討委員会、庁議等がある。行政内にはいろいろな事業に対しての審議会とか委員会がある。ちゃんとした手続きを経て住民の意見を集約して、理解を得て、村民が喜ぶような事業を進めなければならぬ。

役場は村長一人ではない。大勢の職員や様々な組織、そして関連する機関がある。みんなが知恵を出し合い、総力を結集して適切な判断の下に事業は進めなければならない。

村民不在ではなく、村民の声が届く開かれた村政、透明な村政、村民の福祉向上のための村政でなければならぬ。



宮城 良治 議員

交通安全対策について

問1 ローソン大宜味店側の交差点については、子ども議会でも何度か一般質問もあり、信号機の設置を何度も要請していると思うが、今後の対応について伺う。

答 宮城功光 村長

これまでの子ども議会での信号機設置に関する取り組みが実り、令和3年12月7日に大宜味中学校において、沖繩県警、名護警察署、公安委員会と子ども議会代表との意見交換を行い県内の信号機設置の状況や、ローソン側の交差点での交通量調査結果等の報告があり、早期の設置は厳しい回答で、信号機以外の安全対策を

行っていくとのことであった。

問2 令和2年2月に交通量調査を行っているが、その後の調査は？

答 知念和史 総務課長

新たに2回に分けて調査を行ったと報告があった。車の交通量は満たしているが、歩行者の横断歩道を利用する数のほうが少ないという報告があり、現状としては、耐用年数を迎えている信号機の更新ですらままならないという説明があり、早期の設置については、今は厳しいというような回答であった。

問3 利用状況が少ない、ニーズが少ないからという理由よりも、人命に関わる事なのでどうにかしないとけない。信号機の設置の指針というのがあり、その中に、信号機設置の条件というのがあり。信号機を設置しようとする場所が、次の(1)のアーオいずれかの条件

に該当するとともに、原則として(2)のいずれかの条件に該当する事というのがあり。この(1)は全部クリアしており、(2)の中に、「小中学校、幼保連携型子ども園、病院等の付近において、生徒、児童、幼児、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要がある事」というのがある、この辺を強く訴え解決できないか？

答 宮城功光 村長

古い信号機が今いっぱいあり、それがどうしても都市地区のほうに優先度が強い状況であり、そういう面で子供たちからも意見があり、何とか事故が起きないための対策、信号機が無理なら、ある程度の斜め線とか、右折線とか左折線のそういう対策ができるんじゃないかと、警察のほうからの提案があり、警察、国道と調整しながら、信号機が設置されるまでは、そういう対応をしていきたい。

地元産品奨励及び地元企業優先使用について

問1 大宜味村商工会から地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請があったと思うが、村内の事業者を使わずに村外の事業者を使う事があるのか伺う。

答 宮城功光 村長

村内で調達できる産品についてはできる限り意識をしながら優先的使用に努めている。地元では調達できない場合、村外の事業者を使用することもある。

問2 各事業、各業務においても地元企業を優先的に利用しているのか、再度、各課で確認していただきたい。

答 知念和史 総務課長

職員一人一人が村のものがないかどうかの確認等できるように情報共有していく。



大城 佐一 議員

多目的広場とナイター施設の整備で村民交流と健康長寿の大宜味村へ

問1 幼児から高齢者まで幅広い年齢層や目的で対応でき、本村のキーワードである長寿村の復活を目指す上でも、村民が自由に楽しく運動できる場所が必要と思うが。また、旧大宜味中学校が廃校になって以来、野球やサッカーの夜間練習するナイター設備もなく、他市町村のナイター施設を借用している状況で、金額も割高となり大変不便を被っているがどう思うか。

答 宮城功光 村長

夜間の野球の試合などの対応は、旧喜如嘉小学校では狭

いことで活動が厳しいと理解している。その状況、また村民の福祉と健康増進、スポーツなどの交流拠点の必要性について、結の浜スポーツ拠点整備事業を次年度の重点事業として進めていく。

問2 大宜味村のスポーツ拠点整備計画は大変すばらしいものができていたが、いつの間にか変更された。多目的広場をどこに計画しているか。

答 福地亮 企画観光課長

平成25年度にスポーツ拠点の計画ができて、その時は今ある学校のところに計画があった。学校建設のとき用途変更があり、学校用地としてあった一番北側の四工区のところです。

問3 全体の公園スポーツ拠点整備計画でローソンの東側の空き地に公園計画があり、そこに多目的広場を造れば利用

価値も出て、村のイベントや祭りもでき便利になると思うが。

答 福地亮 企画観光課長

広場が南側にできるということは当初はなかったが、来年からスポーツ計画の補助申請、補助金申請も予定したいと考えており、この計画の中で今のようない意見があったことも踏まえて検討したいと思う。

問4 ナイター設備をそこにもつていけばイベントでもナイターは使えるし設置をどう思うか。

答 福地亮 企画観光課長

断言はできませんが、計画には入れていきたいと思っています。体育協会野球部からも要請があったと伺っており、活動をサポートできるように行政としてやっていきたいと思う。

答 島袋幸俊 副村長

村内には今、社会教育施設がなく、社会教育の立場からしても、働いている皆さんが使える時間は限られて、ナイター設備は必要と痛感しています。令和四年度から事業申請して、計画をつくる中で今の意見も含めて、また村民からの声も拾いながらナイター設備ができるような施設、広場的なものと思うが、そういうことも含めて計画していきたいと思えます。



*通勤手当・住居手当・時間外勤務手当・管理職手当についても質問しました。



宮城 貢 議員

村行政全般について

問1 ①村の観光、村民ガイドの現状と今後の展望を伺う。

②産業政策で農家の高齢化や跡継ぎ問題、特産品開発について伺う。③公民館を学習施設として活用できないかを伺う。

答 宮城功光 村長

①村の観光の現状は、コロナ禍の影響を受け厳しい状況である。村民ガイドの現状は、本村と国頭村と東村との連携により養成されたガイドが10人登録されている。今後は3村の取組も連動しながら本村独自のガイド登録制度を構築していく。

②本村農家の高齢化や跡継ぎ問題は深刻な問題である。特産品は、農業分野では、シークワー

サーを活用した商品であるが、第2の特産品としてカラキを活用した開発を推進している。

答 米須邦雄 教育長

③公民館の活用については、各公民館において使用の許可条件が異なると思うが、学習の目的なら各公民館の借用は可能だと思ふ。

問2 村で新規就農関係を積極的に支援していると伺っている。どういう取組か聞きたい。

答 花田義徳 産業振興課長兼 農業委員会事務局長

本村として、第三者継承を含めた後継者への継承を進める必要があると考えている。現在、県の補助事業を活用して新規就農者に対して農業機械や施設の導入支援や就農の定着のための資金の交付等を行っている。また、営農上必要な知識を身に着けるための農業経営講座等を行い新規就農者への育成支援を行っている。

問3 特産品のことを伺う。令和2年度大宜味村優良特産品新規申込みの申請はあったか。

答 花田義徳 産業振興課長兼 農業委員会事務局長

同じ業者がカラキキャラメル、シークワーサーバターで2点申請され、審査会を開いて奨励品に認定した。

おおきみ村エコツーリズム推進全体構想(案)について

問1 ①案は、おおきみ村ツーリズム推進協議会が主体となっているが今後、エコ、グリーン、ブルー等も考えているのか伺う。

②自然観光資源一覧の中にネクマチヂ岳、六田山散策道がある。現状をどのように捉えているか。

答 宮城功光 村長

①協議会の設置の趣旨は区長会、村内の事業者を含む各種団体を網羅し、村の観光振興の方向性について意見交換や協議を行うことです。グリーン、ブルーの協議会を新たに設置する予定

はない。

②現況では、村のガイドツアーの利用やその他個人や団体での利用されている状況は把握されている。自由にいつでも誰もが利用できる場所です。国立公園区域に指定されていることもあり、貴重な生物の保全なども考慮しながらぜひとも村民ガイドを養成し、保全と活用によるエコツーリズムを推進していきたいと考えている。

問2 村内に10名います。現在、ター滝とかどの場所のガイドしているか行政で知っているか。

答 福地亮 企画観光課長兼 プロジェクト推進室長

特定はされていないが、活動はある程度把握している。ネクマチヂの散策、ター滝のガイド、また集落散策も行っている。

行政への意見

集落散策は、今回の全体構想の中で村内17区字が対象になっている。ぜひとも、集落案内等のガイドの発掘、育成を願う。



大 城 邦 彦 議員

根路銘区ビグチ川の全面改修について

問1 ビグチ川のコングリート
の底が数か所割れ、その川底の土砂が削られ土手の斜面に穴があいて年々大きくなっている。また、根路銘川の合流地点にある橋付近は、アカギの根っこにより護岸が大きく割れ崩壊の危険性があり、その上にかかる橋の安全性についても大変危惧している。早急にビグチ川の全面改修と橋の架け替えなどを前向きに検討し、工事を進めていただきたいが、村としての見解を伺う。

答 宮城功光 村長

全面改修、橋の架け替えにつ

いては多額の事業費が予想される。補助事業の有無をはじめ、補助採択ができるかなど時間がかかる。そこで今回は破損箇所の修繕をメインに考えており、早急に対応したい。

問2 予算の都合上、全面というのは非常に厳しいところがあるが、斜面のほうの穴が大きくなっている現状があり、底の部分だけでも改修すれば、災害を未然に防ぐことができると思う。もう一度伺いたい。

答 新城 寛 建設環境課長

底のほうをまずメイン改修していこうと考えている。集落の周りを回る道路のほうにも若干影響が出ていますので、そこも視野に入れ、早い対応に努めたい。

問3 ビグチ川に架かっている橋は過去に何名かガードレ

ルにぶつけている現状があり、これは根路銘の長年の懸案事項の一つです。この橋の曲がり角を含めて改修するというのもぜひ御尽力いただきたい。

答 宮城功光 村長

早めにそういう対策し、大雨が来る前にやらないと山の上のほうから崩れてくる可能性もあり、早目に予算計上し、改修していききたい。根路銘区を全体的に調査をし、区全体の整備事業、環境整備事業ができないか検討したい。

次期村長選の出馬について

問 次期選挙まで約10か月となり、諸課題が山積している状況と考えるが、次期村長選の出馬への意思はあるのか伺う。

答 宮城功光 村長

平成26年10月に就任して7年

が過ぎました。この間、観光協会設立、火葬場駐車場の整備、診療所の医療機器の充実、村民憲章の制定、村の蝶々の制定、憲法9条の碑の建立等に取り組んだ。公約の実現に関し、未達成の部分はありますが、観光や特産品のPRは成果が出ています。現在進めている庁舎建設や第5次総合計画の後期計画の推進や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期の目標を設定し、取り組んでいる時期と世界自然遺産に登録され、これから村の観光振興を進めていくために、ホテルの早期着工に向けて対応していかなければなりません。令和4年度の重点施策として、結の浜スポーツ拠点整備事業や塩屋湾港湾整備、道の駅周辺整備等を実現していくために、頑張ってほしいとの声もありますので、頑張りたいと考えています。



安里重和 議員

指名停止期間中の随意契約は履行成立するのか？

問1 指名停止措置を令和3年1月6日から令和3年4月5日まで行ったならば、なぜ指名停止措置の概要等を公表しなかったのか？

答 宮城功光 村長

令和3年1月6日に請負業者選定委員会を開き、平成29年度に村が発注した大宜味村LED防犯灯取替工事1工区・2工区を受注した2者に対し、「工事成績が著しく不良」として検査等で指摘されたもの」を理由に指名停止を決定した。同日規定に基づき指名停止の概要を通知し、公表は行っていない。

問2 ①公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更

(令和元年10月18日) 閣議決定で第1適正化指針の基本的考え方として、指名停止を行なった場合においては、当該指名停止を受けた者の商号または、名称、指名停止期間及び理由などの必要な事項を公表するものとする？

答 知念和史 総務課長

① 村の規定に基づき事務処理をしているところ。② 随意契約は、含まれないものと考えている。

問3 「随意契約の相手の制限」指名停止の場合には、指名担当者は指名停止の期間中に有資格業者を随意契約の相手としてはならないとあるが？

答 知念和史 総務課長

隋契に関してその範囲内ではないと考えている。

指名選定は適正・公平か？

問1 ①請負業者の選定は、適正かつ公平な執行を図られているのか？ ②一定の資本関係又は、人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限は？

答 宮城功光 村長

① について規定に基づき公平な選定が行われているものと考えている。② について資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限について行っていない。

問2 ここ何年か、電気設備工事、機械設備工事の請負業者の指名を見てみると、地元出身業者を優先指名しないのか？

答 島袋幸俊 副村長

担当課の方で審査して上がってくる。村内出身者、北部の事業者を優先にやっている。何百という会社の中に、村出身者の会社が把握できていない。

問3 新庁舎建設発注の指名から漏れた電気工事業者、例えばミヤギ電気(喜如嘉)・丸福(根路銘) 管工事業者で漏れている沖繩工設(根路銘)・安謝橋電気(塩屋)・翔南工業(根路銘)、偶

然にも漏れた業者が機械器具設置工事も持っている。

答 知念和史 総務課長

担当課だけでも限度がある。漏れが無い様に努めていく。

答 島袋幸俊 副村長

漏れがあったというのは、過ぎたことで、AクラスなのかBクラスなのか、いちいち調べるのも非常に厳しい。

問4 建設工事入札参加資格申請書等の確認を行った事はあるのか？

答 知念和史 総務課長

審査委員会を開催し、令和3年度と4年度分の有資格者の業者を選定しているところ。

問5 同一入札参加制限を行っていないという意味は？

答 知念和史 総務課長

参加制限については、検討すら行っていない。

行政への意見

皆さんは公務員、大宜味村民の公務員。大宜味村をどうやって守るか、という事を考えてほしい。(その他の質問・次期村長選出馬について)



吉浜 覚 議員

**透明性・公平性・公正性な
行政運営を問う**

問1「バナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明会」が11月8日、9日の両日に開催された。昨年の3月から、旧塩屋小学校跡地活用事業の中でエビ養殖事業が始まった。しかし、村は本年3月に住民との調和が図られていないという理由で事業承認を取り消している。事業承認の可否の判断材料の一つとして「住民意見の集約」をする目的で開催しているが、意見集約や塩屋小学校跡地活用事業の募集から契約締結、エビ養殖事業の今日までの行政行為については不当との認識があり、本村の顧問弁護士の見解も踏まえ、現契約を破棄し、エビ養殖事業施設を撤去すべきと思うが説明を求める。

答 宮城功光 村長

本件については顧問弁護士に相談しながら対応を検討しているが、エビ養殖事業の再申請を不承認とし、今後、エビ養殖事業の撤去に向けて手続きを進める予定。なお、エビ養殖事業以外については、募集や契約締結等に特に問題がないと考えており、現時点において原契約の破棄までは考えていない。

問2 村長の政治判断だと内部からも出ている。私も説明会に参加したが、この業者から村長にテスト的にやって、実績を作って地域の理解を得たらよいということでは着手をした。また、1億3千万円を投資していると話しているが、全容がわからない。不承認はユーティリティが受けているが、琉球フーズにも送ったのか。

答 福地亮 企画観光課長兼プロジェクト推進室長
ユーティリティに電話連絡して直接届けている。

問3 ユーティリティと琉球フーズの関係もあるので、今

後訴訟問題になってくると思う。村民には瑕疵がないのでこの件に関する予算計上が無いようにお願いしたい。また、説明会をもつということをできないか。

答 福地亮 企画観光課長兼プロジェクト推進室長

今後そういう対応になれば説明会の開催はしていこうと思っている。

地域の生活・経済基盤の確立を問う

問1 (1) 県営農支援助課や農業研究センター等8機関で構成する「カンキツ立ち枯れ症状対策チーム」は11月30日、本島北部のシークワサーの立ち枯れ被害について農家によって様々な要因で立ち枯れが発生している。基本的な栽培管理の徹底が必要とし、12月以降に土壌改良や施肥、農薬散布法などを周知するための講習会を開き個別の栽培指導にも取り組んでいく方針としているが、シークワサーの里の本村では農家のみだけでなく関係者や村民に広く周知すべき機会を設ける必要

があると思うが、どのように講習会を取り組むか説明を求める。

答 宮城功光 村長

県に確認したところ、まだ具体的に決定をしておらず、これから計画をしていくと。本村でも県に働きかけ、関係機関と調整しながら講習会の実施に向けて取り組んでいく。

問2 (2) 道の駅おおきみ「やんばるの森ビジターセンター」で情報発信するとしているが、旧・道の駅村活性化センターは、ビジターセンター設置や道の駅移転で村の施策の位置づけや注目度が変わり、どのように活性化させるのか説明を求める。

答 宮城功光 村長

行政ができること、入居事業者においてできることの整理もしながら、活性化について入居者との意見交換の場を持つことを計画しており、準備を進めているところである。

議案等の議決結果一覧

令和3年 第8回(12月) 定例会

令和3年12月13日～17日の5日間の日程で第8回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第4号))	子育て世帯への臨時特別給付金関係予算 対象児童見込数465名 × 50,000円	承認 全会一致
議案 第38号	江洲地区農道整備工事の請負契約の変更について	変更増額559万9千円 (合計金額: 9,170万7千円)	可決 全会一致
議案 第39号	財産の取得について(大宜味村新庁舎移動棚購入)	ハンドル式移動棚 金額: 1,512万5千円 契約相手: (株) オキジム北部支店	可決 全会一致
議案 第40号	大宜味村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	大宜味村職員の再任用に関する条例の制定に伴い、本条例の整備を行う必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第41号	大宜味村一般職の任期付職員の採用に関する条例	高度な専門知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用するにあたり、本条例の整備を行う必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第42号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第43号	大宜味村中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例	議案第42号と同じ理由	原案可決 全会一致
議案 第44号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	出産育児一時金の増額 40万4千円(現行)→40万8千円(改正)	原案可決 全会一致
議案 第45号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の策定について	令和3年度から令和12年度までを期間とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、本村においても総合的かつ計画的な対策を実施するため	原案可決 全会一致
議案 第46号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第47号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため	原案可決 全会一致
議案 第48号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため	原案可決 全会一致

番号	件名	議案等の概要	結果
議案 第49号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	1,875万円増額補正 ※主に、軽石撤去委託料として3,000万円(内、補助率90%)の補正	原案可決 全会一致
議案 第50号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	2,816万2千円増額補正 ※主に、療養給付費、高額療養費の見込み増	原案可決 全会一致
議案 第51号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	一般会計繰入金: 200万円の減 塩屋大橋配水管布設替工事設計に係る埋没物試掘調査: 38万円の増	原案可決 全会一致
議案 第52号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	保健基盤安定繰入金の確定による: 6万8千円の増	原案可決 全会一致
議案 第53号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第1号)	機械器具購入費による: 64万8千円の増	原案可決 全会一致
報告 第13号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定について)	令和3年4月5日(月) 村職員が運転する公用車による物損事故により相手方に損害を与えた。 損害賠償額: 11万4,200円	報 告
報告 第14号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定について)	令和3年9月21日(火) 草刈り作業中に小石が飛散し事務所の窓ガラスを損壊させた。 損害賠償額: 9,900円	報 告
報告 第15号	大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部変更について	103頁に記載されている「過疎地域自立促進計画書」を「大宜味村過疎地域持続的発展計画書」へ変更	報 告
陳情 第16号	ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い	日本全国から既に40以上の地方議会がこの問題で意見書採択している状況です。国政においても国会決議の提出をしていただけるよう、何卒、貴議会のお力添えを賜りますようお願いいたします。	議員配布
陳情 第17号	「学校PCR検査」及び「学校抗体検査」を実施しないことを求める陳情	下記について要請します。 ①学校で「PCR検査」や「抗原検査」を行わないこと ②検査を実施しなければならない場合でも、検体採取等の医療業務については、委託業者や学校医等医療従事者に依頼させること	議員配布
陳情 第18号	過度な競争になっている「学校向上推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める陳情	以下のことを強く要望いたします。 ①過度な競争につながる「全国学力・学習状況調査」の廃止、または抽出調査にすることを求めます。 ②過度な競争につながる結果公表について、平均点や順位に関わる公表は厳に控えることを求めます。 ③教職員・子どもたちに負担を与える「学力定着状況調査(学びのたしかめ)」の実施見直しを求めます。 ④教職員の長時間労働の一因となっている「全国学力調査」の自校採点の廃止を求めます。	議員配布

番号	件名	議案等の概要	結果
陳情 第19号	「一年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める陳情	以下のことを強く要請します。 ①学校現場の実態に合わない「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。	議員配布
陳情 第20号	【5歳から11歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券】に関する陳情書	下記事項につき要望いたします。 ①新型コロナワクチン接種券の戸別発送はせず役所で接種券を受け取る→希望者が指定の場所で接種できる。という流れにしてください。 また担当窓口では、新型コロナワクチン接種に関する「メリット」と「デメリット」を説明できるようにしてください。	議員配布
陳情 第21号	【5歳から12歳の新型コロナワクチン接種のお知らせ内容】に関する陳情書	下記の内容で要望いたします。 ワクチン接種はあくまでも任意ですので、強制的な言葉使いや接種を強く促すような表現のない告知をしてください。また、新型コロナワクチン接種に関する「メリット」と「デメリット」を公平に、同じ割合できちんとお知らせをしてください。	議員配布
陳情 第22号	PCR検査に関する陳情書	(願意・要望) PCR検査を拒否した場合、登園・登校や部活動への参加を制限されるような、子どもの教育を受ける権利を害するような行為をしないよう努力してください。	議員配布
陳情 第23号	【マスク強要指導】に関する陳情書	(願意・要望) マスク着用の決定権は親にあり、いかなる場合も強要することはできないことを、学校関係者へ再度指導し、各学校・保護者へ文書にて周知してください。	議員配布

【請願・陳情の手続きについて】

請願、陳情は、村民と村議会をつなぐ大切なパイプです。村の仕事について希望や意見、要望などがある方は、だれでも提出することができます。

村議会への請願、陳情を提出される方は、次の要領で提出してください。

邦文(日本語)を用い、請願(陳情)の趣旨を記載してください。

提出年月日、請願(陳情)者の住所、氏名(法人の場合には、その名称及び代表者氏名)、を記載し押印してください。

請願書を提出するには、村議会議員1人以上の紹介が必要ですが、陳情書には、紹介議員は必要ありません。

請願、陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますのでなるべく村議会定例会開会日の1週間前までに提出してください。

なお定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。定例会の日程等については議会事務局にお問い合わせください。

その他不明な点についても、議会事務局にお問い合わせください。

議会とは

私たちの大宜味村を、より住みやすいむらにしていくなめには、村民がむらづくりについてみんなで話し合って進めていくことが住民自治のたてまえですが、大宜味村民全員が一か所に集まって話し合うことはできません。

そこで私たちは選挙で代表者を選び、その代表者に村政について自分の代わりに話し合ってもらわうわけです。この代表者が、すなわち村議会議員と村長です。

村議会は、この村議会議員で構成され、村長が村政を行うのに必要な条例や予算などの重要なことがらを審議し決定する機関ということになります。

会議の流れ

議会は、地方自治法によって、「定例会」と必要がある時に開かれる「臨時会」があります。大宜味村の「定例会」は年4回(3月、6月、9月、12月)開会され、村長が招集します。

議会の権限

村議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主なものは次のとおりです。

・ **議決権**…村長や議員から提出された議案などを審議して、議会の意思を決めることを議決といいます。議決する事項は、地方自治法第96条に定められており、その主なものは、①～⑦のとおりです。

- ① 条例の制定、改正、廃止をすること
- ② 予算を定めること
- ③ 決算を認定すること
- ④ 村の税金の賦課徴収、分担金、使用料、加入金、手数料などの徴収に関すること
- ⑤ 5千万円以上の工事などの契約を締結すること
- ⑥ 村の財産を交換したり、譲渡したり、貸し付けること
- ⑦ その他、法律や条例などにより村議会の権限とされている事項

- ・ **選挙権**…議長、副議長などを選挙します。
- ・ **同意権**…村長が選任する副村長、監査委員、教育委員、農業委員などに同意を与えます。
- ・ **検査権と調査権**…村政が議会で決められたとおりに、正しく行われているかどうか調べます。また、必要があれば、関係のある人から意見を聞いたりします。
- ・ **意見表明権**…村の公益に関することについて、国や県に意見書を提出して、改善を求めます。
- ・ **請願／陳情の受理**…村民から提出された請願／陳情を受理・審査し、必要と認めるものは村長等に送付してその実現を要請します。





「今年は、選挙の年です!!!」

9月には、大宜味村にとって大事な
大宜味村議員10名、
そして、村長選挙があります!
参議院議員選挙・沖縄県知事選挙もあるよ。



傍聴等される方たちへ

★新庁舎建設工事により、大宜味村議会棟への行き方が制限されています。



① 議会棟の左側から入ります。



②-1 大宜味村役場・旧庁舎の左側から入ります



②-2 階段を上がって左側に玄関があります

高齢者の皆様や、体の不自由な方へは
大変不便をおかけしますが、ご協力の方お願いいたします。



さくらの女王に!



名護さくら祭り(1月29日開催)において、
島袋伊都(しまぶくろいと)さん(塩屋区出身)が
第48回名護さくらの女王に選出されました。
今後は名護市の親善大使として活動されます。
おめでとうございます。



ogimi-gikai.sakura.ne.jp
大宜味村議会

大宜味村議会ホームページのご案内

<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

- 大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。
- スマートフォンからはQRコードをご利用ください。



会議結果、議会だより、会議録更新しました。

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、本議会の傍聴については、随時ご遠慮いたします。なお、どうしても傍聴を希望する場合は、**発症しやいなことを確認の上**、手指の消毒、マスクを装着し傍聴す